

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 令和4年8月15日

【四半期会計期間】 第133期第1四半期(自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)

【会社名】 株式会社御園座

【英訳名】 Misonoza Theatrical Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮崎敏明

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄一丁目6番14号

【電話番号】 (052)222-8202

【事務連絡者氏名】 執行役員総務経理部長 島田治彦

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄一丁目6番14号

【電話番号】 (052)222-8202

【事務連絡者氏名】 執行役員総務経理部長 島田治彦

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第132期 第1四半期 累計期間	第133期 第1四半期 累計期間	第132期
会計期間	自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日	自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
売上高 (百万円)	663	318	2,052
経常損失() (百万円)	174	132	406
当期純利益又は四半期純損失() (百万円)	22	164	327
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	2,271	2,271	2,271
発行済株式総数 (千株)	4,984	4,984	4,984
純資産額 (百万円)	4,088	4,276	4,440
総資産額 (百万円)	6,377	6,065	6,277
1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	4.52	32.98	65.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	64.1	70.5	70.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しなかったものの、当社は感染対策の徹底を図り、当第1四半期累計期間において予定していた公演を6月中旬まで順調に上演することが出来ましたが、下旬からの感染拡大により舞台『千と千尋の神隠し』が一部公演中止となったことから、当該公演にかかる制作費・キャンセル料等を公演中止損失及び臨時休業等による損失として特別損失に計上しております。当第1四半期累計期間の売上高は318百万円と、前年同期と比較して大きく減少いたしました。

当第1四半期累計期間は営業損失を計上し、連続赤字の状態であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が続いております。

しかしながら、感染対策を十分に行ったうえで公演を継続しております。また、当第1四半期会計期間末の現金及び預金の残高に加え、資金計画に基づき取引金融機関と協議を行い、適切に運転資金を確保する計画を実行しており、当該事象の解消が十分実現できるものと考えております。

以上の通り、重要事象等の解消は可能と考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」は記載いたしていません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、景気及び個人消費は下げ止まりの兆しがみられる状況で推移いたしました。

当社におきましては、徹底した感染拡大予防対策を実施し、座席数の制限や客席・ロビーでの食事の禁止などの対策を継続し、お客様と公演関係者の安心・安全を最優先に考え、安心してご来場いただけるよう努め、その中で引き続きお客様の嗜好に合わせた公演の実現、観客動員の維持も図りながら、注意深く上演していくことが課題となりました。

今後につきましても、感染拡大の防止策を徹底し、社会経済活動のレベルが段階的に回復する中、徐々に公演数及び観客動員の拡大を図りながら、お客様に喜んで頂ける公演を増加させていく予定であります。

当社は、以下の通り、令和4年4月から6月までに上演予定であった全ての公演を7種類、6月公演の一部が中止となったものの上演日数として26日間、上演回数として36回の実施を致しました。

<当第1四半期累計期間の上演実施作品>

公演名	上演期間	上演日数	上演回数
陽春花形歌舞伎	4月15日～24日	10	18
坂東玉三郎コンサート	5月7日～8日	2	2
北島三郎 御園座ファイナルコンサート	5月13日～15日	3	3
漫才サミットin名古屋	5月22日	1	1
坂東玉三郎 特別舞踊公演	5月27日～29日	3	3
ミュージカル『四月は君の嘘』	6月9日～12日	4	5
舞台『千と千尋の神隠し』	6月22日～24日	3	4
合計		26	36

(上演日数には休演日も含まれます)

公演中止となった当事業年度の上演予定作品

公演名	上演期間	上演日数	上演回数
舞台『千と千尋の神隠し』	6月25日～30日	6	8
合計		6	8

(舞台『千と千尋の神隠し』については6月25日から6月30日まで公演中止)

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は、3億1千8百万円(前年同期は6億6千3百万円)となりました。

売上高は減少し、利益面では営業損失1億2千9百万円(前年同期は営業損失1億7千4百万円)、経常損失1億3千2百万円(前年同期は経常損失1億7千4百万円)、四半期純損失1億6千4百万円(前年同期は四半期純損失2千2百万円)となりました。

なお、当第1四半期累計期間に予定していた6月の舞台『千と千尋の神隠し』が一部公演中止となったことから、当該公演にかかる制作費・キャンセル料等を公演中止損失及び臨時休業等による損失として特別損失に計上しております。

当第1四半期累計期間における財政状態の状況は、以下の通りであります。

資産の部

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は、7億4千1百万円となり、前事業年度末に比べ1億4千8百万円の減少となりました。この主な要因は、現金及び預金が1億4千1百万円増加したものの未収入金が2億9千7百万円減少したことによるものであります。固定資産の残高は、53億2千4百万円となり、前事業年度末に比べ6千3百万円の減少となりました。この主な要因は、建物及び構築物が2千9百万円、機械及び装置が2千2百万円減少したことによるものであります。この結果、総資産は、60億6千5百万円となり、前事業年度末に比べ2億1千1百万円の減少となりました。

負債の部

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は、5億5千6百万円となり、前事業年度末に比べ1千7百万円の増加となりました。この主な要因は、買掛金が2千1百万円、未払金が1億6百万円増加、未払法人税等が7千1百万円減少、前受金が3千5百万円減少したことによるものであります。固定負債の残高は、12億3千3百万円となり、前事業年度末に比べ6千4百万円の減少となりました。この主な要因は、長期借入金が5千7百万円減少したことによるものであります。この結果、負債合計は、17億8千9百万円となり、前事業年度末に比べ4千6百万円の減少となりました。

純資産の部

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、42億7千6百万円となり、前事業年度末に比べ1億6千4百万円の減少となりました。この主な要因は、利益剰余金が1億6千4百万円減少したことによるものであります。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 販売の実績

当第1四半期累計期間において、販売の実績に著しい変動がありました。その内容については「(1)財政状態及び経営成績の状況」に記載の通りであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
計	9,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和4年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年8月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,984,500	4,984,500	名古屋証券取引所 (メイン市場)	単元株式数 100株
計	4,984,500	4,984,500	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和4年6月30日	-	4,984,500	-	2,271	-	2,137

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和4年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和4年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,973,000	49,730	-
単元未満株式	普通株式 6,400	-	-
発行済株式総数	4,984,500	-	-
総株主の議決権	-	49,730	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式94株が含まれております。

【自己株式等】

令和4年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社御園座	名古屋市中区栄 一丁目6番14号	5,100	-	5,100	0.10
計	-	5,100	-	5,100	0.10

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(令和4年4月1日から令和4年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(令和4年4月1日から令和4年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当第1四半期会計期間 (令和4年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	438,007	579,374
売掛金	96,200	63,936
貯蔵品	5,264	1,915
未収入金	320,468	22,997
その他	29,320	72,824
流動資産合計	889,260	741,047
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,455,593	2,425,893
機械及び装置（純額）	630,009	607,262
土地	2,124,656	2,124,656
その他	105,699	98,539
有形固定資産合計	5,315,958	5,256,352
無形固定資産	21,972	19,511
投資その他の資産		
投資有価証券	41,843	41,203
その他	9,022	8,568
貸倒引当金	739	739
投資その他の資産合計	50,126	49,032
固定資産合計	5,388,057	5,324,896
資産合計	6,277,318	6,065,944

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当第1四半期会計期間 (令和4年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	50,223	71,372
1年内返済予定の長期借入金	229,988	229,988
未払金	19,024	125,729
未払法人税等	77,122	5,620
前受金	147,511	111,913
その他	14,492	11,464
流動負債合計	538,362	556,088
固定負債		
長期借入金	1,024,181	966,684
繰延税金負債	251,322	246,365
退職給付引当金	4,812	5,208
その他	17,718	15,532
固定負債合計	1,298,034	1,233,790
負債合計	1,836,397	1,789,879
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,271,937	2,271,937
資本剰余金	2,137,621	2,137,621
利益剰余金	60,016	104,199
自己株式	39,817	39,817
株主資本合計	4,429,758	4,265,542
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,163	10,522
評価・換算差額等合計	11,163	10,522
純資産合計	4,440,921	4,276,065
負債純資産合計	6,277,318	6,065,944

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)
売上高	663,166	318,454
売上原価	673,060	300,494
売上総利益又は売上総損失()	9,893	17,959
販売費及び一般管理費	164,307	147,482
営業損失()	174,201	129,522
営業外収益		
受取配当金	1,026	1,063
受取保険金	2,502	-
その他	1,087	394
営業外収益合計	4,616	1,458
営業外費用		
支払利息	4,225	3,572
その他	496	654
営業外費用合計	4,721	4,227
経常損失()	174,306	132,290
特別利益		
補助金収入	152,414	-
特別利益合計	152,414	-
特別損失		
公演中止損失	-	1 22,370
臨時休業等による損失	-	2 14,266
投資有価証券評価損	363	-
特別損失合計	363	36,637
税引前四半期純損失()	22,255	168,928
法人税、住民税及び事業税	244	244
法人税等調整額	-	4,957
法人税等合計	244	4,712
四半期純損失()	22,499	164,215

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定及び会計上の見積りについて重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

特別損失の内容

前第1四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)

1. 公演中止損失

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、当社主催の演劇公演を6月に一部中止といたしました。このため当該公演にかかる制作費・キャンセル料等を公演中止損失として特別損失に計上しております。

2. 臨時休業等による損失

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、当社主催の演劇公演を6月に一部中止し劇場を休業いたしました。このため臨時休業中に発生した減価償却費・租税公課等を臨時休業等による損失として特別損失に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)
減価償却費	62,748千円	62,737千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は劇場事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)
観覧券売上	636,992	281,107
その他()	26,173	37,346
顧客との契約から生じる収益	663,166	318,454
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	663,166	318,454

顧客から生じる収益のその他には、劇場内での顧客の便宜を図るためのプログラム、飲み物、お土産などの販売や、付帯収入としての広告収入等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	4円52銭	32円98銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	22,499	164,215
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	22,499	164,215

普通株式の期中平均株式数(千株)	4,979	4,979
------------------	-------	-------

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年8月15日

株式会社御園座
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

名古屋事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 鎌 田 修 誠

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 橋 本 健 太 郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社御園座の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第133期事業年度の第1四半期会計期間（令和4年4月1日から令和4年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（令和4年4月1日から令和4年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社御園座の令和4年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。